

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	入館の制限		
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第17条		
所 管 課	文化国際 部 文化 課		
処 分 基 準	<p>使用許可の取り消し等については、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第17条に基づき処分する。</p> <p>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例】 (入館の制限)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、プラザへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者</p> <p>(4) その他プラザの管理上支障があると認められる者</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞	・弁明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		